

とんだばやし



かかし

9月号(No. 156)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



富田林市きらめき農業塾閉講式の様子 (R5.7)

もくじ

- ▶ 富田林市きらめき農業塾 …………… 2
- ▶ 地域農業を守ろう …………… 2
- ▶ 地域計画の策定に向けて …………… 2
- ▶ 相続により農地を取得したら
届出を … 3
- ▶ 農業者年金をご存じですか …… 3
- ▶ 農地を農地以外の用途に変更
する場合は手続きを… 4
- ▶ 農地の肥培管理 …………… 4
- ▶ 富田林市農地賃借料情報 ……… 4

富田林市きらめき 農業塾について

冬春なす、夏秋きゅうりについて大阪一の産地である富田林市において、「富田林市の農業を創造する会」のメンバーが立ち上げた「富田林市きらめき農業塾」では、現在、第3期14名(累計55名)の受講生が学んでいます。約半数が市内にお住まいの方で、大阪市や堺市など近隣市から通われています。年代も幅広く、ご職業も多様です。

この塾では、お一人ずつ個人区画を提供し、毎週土曜日の「基礎研修」で植付け、雑草管理、収穫までを体験しながら、栽培方法・管理技術を学んでいきます。また毎月1回程度の座学や販売体験(金剛軽トラマルシエ)にも任意参加できるほか、「農家研修」では24名の受入農園の圃場

でリアルな作業を体験する機会も設けています。農家が運営する塾だからこそ、「農業のありのままの姿」を経験する機会が豊富にあります。



市内 基礎研修圃場

今年度募集の第4期生は、現在15名が入塾予定です。農業塾の受入農家の紹介や年間のプログラムについては、「富田林市きらめき農業塾」用にて掲載しています。Facebookページでも、日々の活動を

アップしていますので、ぜひ覗いてみて下さい。



お問い合わせ先
農業創造課

地域農業を守ろう

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域農業が守れなくなる可能性があります。これまで地域の皆さんが守り、耕作してきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組みを後押しするため、令和5年4月1日に法律(改正された農業経営基盤強化促進法)が施行され、令和7年3月31日までに地域計

画を策定することが法定化されました。対象区域は、原則、市街化調整区域内にある農地となります。本市においては、市内14地区に分けて地域計画の策定を進めていきます。

地域計画策定に向けて

○話し合いの場の設置

地域計画を策定するために重要となるのが、地域の話し合いです。話し合いを行うことで、地域農業の将来について一人ひとりが考え、意見を出し合い、これらの方針や取組みを地域一体となって進めることができるようになります。

○地域計画

話し合いにより策定される地域の将来の農地利用を明確化した設計図です。概ね10年後を見据え、農地の集積・集約、高収益作物への転換、農地の基盤

整備など地域の実情を踏まえた目指すべき地域農業の方針を定めます。

○目標地図

農業を担う者ごとに利用する農地を示した10年後に目指すべき農地利用の姿になります。農地ごとに将来の耕作者(受け手)をイメージして印すもので、地図に位置付けられたからといって、利用権設定がされるものではありません。

本市では、令和6年7月以降、各地域において随時話し合いの場を開催いたします。話し合いをするのは難しいと思われるかもしれませんが、地域に合った地域農業の方向性を明確にし、参加者の意見も具体的に示すこととなります。

また、地域の合意形成を得る場でもあることから、多くの方に参加していただき、活気ある話し合いを実現し、地域計画を完成させましょう。

相続により農地を 取得したら届出を

相続等で農地法の許可を受けずに農地の権利を取得した場合は、農地のある市長村の農業委員会へ届出が必要となります。登記完了後はできるだけ速やかに農地のある農業員会事務局へ届出をお願いします。

また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続（令和6年4月1日より以前に発生したものも含む）によって不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内（施行日前の相続等は施行日から3年以内）に相続登記の申請をしなければならいととされました。農地の所有者が亡くなってから長期間放置されてしまうと、相続人が多数となり、権利関係が複雑化し、誰の農地かわからなくなってしまう

ういわゆる「所有者不明農地」となり、耕作放棄地になってしまう恐れがあります。

なお、正当な理由がなく相続登記の申請をしなれば10万円以下の過料が科されることがあります。

農業者年金 をご存じですか

少子高齢化時代に強く安定した年金で農業者の方なら広く加入することができます。

◇複数資産への分散投資で安全性を確保しています。加入者が支払った保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど、安全かつ効率的な運用が行われています。

◇資産運用がマイナスとなった場合は、マイナス

分を補う仕組みがあります。65歳以上の年金裁定のときに、付利累計額がマイナスとなつて、自分の年金資源が支払った保険料の合計額を下回るようなこととなつた場合には、マイナス分を補う危険準備金（付利準備金）の仕組みがあります。この付利準備金は一定以上の運用益からその一部を少しずつ積み立てておき、マイナス運用のリスクに備えるものです。

◇社会保険料控除による節税効果も期待できます。その年に支払った保険料の全額（ひとりあたり最大80万4千円）が所得税・住民税・復興特別所得税の控除の対象となります。農業者年金の保険料は、社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり、納める税金が安くなります。

◇原則65歳から生きている限り受給できる年金で、仮に80歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から

80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が「死亡一時金」として遺族に支給されます。

◇受け取る年金も公的年金等控除の対象となり、農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金合計額が110万円未満（公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万以下の場合）までは全額控除となります。

お問い合わせ先

農業者年金基金専門相談員
03-3502-3199

または

農業者年金基金企画調整室
03-3502-3942



農業者年金にはメリットがいっぱい

全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した
農業・農村の情報を届けます

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／月額700円（税・送料込）

◆申込先／農業委員会事務局

日本農業新聞

儲かる、役立つ、面白い！
実利実益につながる情報を届けます

◆発行日／毎日発行（新聞休刊日を除く）

◆購読料／月額2,623円（税込）

◆申込先／日本農業新聞（0120-101630）

農地を農地以外の用途に変更する場合は手続きを

農地を住宅敷地や駐車場用地等に転用する場合は、農地法の許可または届出が必要です。

また、市街化調整区域での転用を行う場合、農地法の許可に加えて、関連法令の許可等も必要です。市街化調整区域内で転用をお考えの方は、期間に余裕をもって農業委員会事務局までご相談ください。

なお、農用地区域内の農地については、原則として転用することは認められませんのでご注意ください。



違反転用

違反転用者には3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

農地の肥培管理

農地法第2条の2では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬ。」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまい、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

また、遊休農地（耕作放棄地）は、病害虫や火災の発生、犯罪等の誘発のおそれがありますので、適正な管理をお願いします。

※除草等が困難な場合は、シルバー人材センターなどが有料で除草等を行ってまいりますので、ご相談ください。

☎0721-33-4567

富田林市農地賃借料情報

令和5年4月から令和6年3月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
21,800円	67,200円	9,100円	55筆	80筆

【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
20,500円	49,500円	6,700円	12筆	4筆

- ①賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃貸借データのみを収集の対象としており、使用貸借（無料）のデータは含まれていません。
- また、標準的な賃借料を算出するため、全データの平均の3倍を超えるものは特殊事情によるものとして除いています。
- ②金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ③この賃借料の水準は、賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、土地の広さ・形状・水利等の条件を勘案し、当事者間で賃借料を決定してください。
- ④賃借料を物納（水稲）している場合は、玄米30kg当たり7,000円に換算してまいります。